

災害救助法の住宅の応急修理について（注意点）

- 災害救助法による住宅の応急修理については、別添の「令和3年8月豪雨災害における住宅の応急修理実施要領」により実施してください。
- 被災者に対し、①修理前の被災状況が分かる写真が必要になること、②その写真は、修理の必要な箇所が明確に撮影されていること、などを周知してください。
- 実施に当たっては、被災者の方が修理業者の見積りを徴収していただく必要があります。その徴収先は、被災者の方が選定した修理業者で構いません。

なお、被災者が修理業者に心当たりがない場合には、県が災害協定を締結している団体に協力を依頼しており、別添の名簿登載者から選定していただくことも可能です。

※業者の手持ち工事や依頼状況により、時間を要する場合や対応できない場合もあります。

- 市町村が被災状況の写真や修理見積書により、対象工事の是非について判断した後に被災者に修理を実施していただくことになります。

※別図「住宅の応急修理の手続及び流れ」参照